

第12回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
会計監査報告
監査役会の監査報告

第12期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

セーフィー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置
事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年10月4日	2020年8月19日
新 株 予 約 権 の 数		494個	40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注)1 494,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式(注)1 40,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり8,000円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400,000円 (1株当たり 400円)	新株予約権1個当たり 410,000円 (1株当たり 410円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月31日から 2029年10月30日まで	2022年8月20日から 2030年8月19日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 494個 目的となる株式数 494,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第13回新株予約権
発行決議日		2021年6月14日
新株予約権の数		5,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注)1 540,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 243,000円 (1株当たり 2,430円)
権利行使期間		2023年6月15日から 2031年6月14日まで
行使の条件		(注)3
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 5,200個 目的となる株式数 520,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名

(注) 1.2021年6月14日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

- 2.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合(振込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 3.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		2024年12月19日	2024年12月19日
新株予約権の数		630個	504個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 50,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		(注) 1	(注) 1
権利行使期間		2025年1月6日から 2035年1月5日まで	2025年1月6日から 2035年1月5日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
使用人への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 630個 目的となる株式数 63,000株 交付対象者数 9名	新株予約権の数 504個 目的となる株式数 50,400株 交付対象者数 8名

(注) 1. 1株につき本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とするが、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

2. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間に、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。

③ 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- 3.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、30,000百万円を超過した場合、かつ、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された当社の監査済みの有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が0円を超える場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ③ 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間に、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- ④ 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスクコンプライアンス規程を制定運用する。
- (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4) 定款及び規程を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をする。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスクコンプライアンス規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- (2) 取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- (3) 内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- (2) 各組織単位に取締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取締役に報告する。
- (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (4) 代表取締役社長、取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査役または監査役会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役は確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報処理規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

12.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- (2) 経営管理本部及び内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- (3) 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
- (4) 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記(1)から(3)において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役連絡会等に報告する。

13.反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した反社会的勢力対応規程に基づき適切に行動する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、取締役 森本数馬、取締役 古田哲晴、社外取締役岩田彰一郎の4名で構成されております。当社では取締役会を会社全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付け、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）中島早香が議長を務め、社外監査役工藤克己、社外監査役岡田淳の3名で構成されております。当社では、毎月1回監査役会を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行なっております。さらに、監査役はその他重要会議への出席等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。また、常勤監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査人との連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

d. 内部監査

当社は、内部監査室を設置し、専任の担当者2名により内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的の実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。

内部監査の結果については、代表取締役社長に報告し経営に反映させております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、7名で構成されております。当社では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、半期毎にリスク・コンプライアンス委員会を開催して、リスク・コンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

f. 報酬諮問委員会

当社の報酬諮問委員会は社外取締役岩田彰一郎が議長を務め、3名で構成されております。1年に1回報酬諮問委員会を開催し、取締役の報酬の方針及び個別の報酬を協議しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,931,821	流動負債	2,813,226
現金及び預金	6,820,149	買掛金	1,042,189
電子記録債権	18,743	未払金	679,756
売掛金	2,726,538	1年内返済予定の長期借入金	892
商掛品	874,412	未払法人税等	322,751
仕掛品	150	契約負債	86,199
その他の金	499,672	賞与引当金	210,715
貸倒引当金	△7,845	その他の	470,721
固定資産	1,147,278	固定負債	42,835
有形固定資産	15,457	繰延税金負債	9,634
建物	11,792	その他の	33,201
減価償却累計額	△11,792	負債合計	2,856,061
建物(純額)	-	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	34,127	株主資本	9,040,806
減価償却累計額	△32,975	資本金	5,651,180
工具、器具及び備品(純額)	1,151	資本剰余金	8,146,608
車両運搬具	1,854	利益剰余金	△4,756,668
減価償却累計額	△772	自己株式	△313
車両運搬具(純額)	1,081	その他の包括利益累計額	24,669
リース資産	119	その他有価証券評価差額金	21,577
減価償却累計額	△119	繰延ヘッジ損益	5,572
リース資産(純額)	-	為替換算調整勘定	△2,480
その他の	15,537	新株予約権	32,797
減価償却累計額	△2,313	非支配株主持分	126,248
その他の(純額)	13,223	純資産合計	9,224,521
投資その他の資産	1,131,821	負債純資産合計	12,080,583
投資有価証券	328,615		
繰延税金資産	408,660		
その他の	394,545		
繰延資産	1,482		
創立費	1,482		
資産合計	12,080,583		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度 期首残高	5,617,220	8,102,602	△5,194,555	△216	8,525,050
当連結会計年度 変動額					
新株の発行	24,239	24,239			48,479
新株の発行 (新株予約権の行使)	9,720	9,720			19,440
親会社株主に帰属する 当期純利益			437,887		437,887
自己株式の取得				△97	△97
非支配株主との 取引に係る親会社の 持分変動		10,045			10,045
株主資本以外の項目 の当連結会計年度 変動額(純額)					-
当連結会計年度 変動額合計	33,959	44,005	437,887	△97	515,755
当連結会計年度末 残高	5,651,180	8,146,608	△4,756,668	△313	9,040,806

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度 期首残高	12,478	-	△3,238	9,240	12,720	22,156	8,569,167
当連結会計年度 変動額							
新株の発行				-			48,479
新株の発行 (新株予約権の行使)				-			19,440
親会社株主に帰属する 当期純利益				-			437,887
自己株式の取得				-			△97
非支配株主との 取引に係る親会社の 持分変動				-			10,045
株主資本以外の項目 の当連結会計年度 変動額(純額)	9,098	5,572	757	15,429	20,077	104,092	139,598
当連結会計年度 変動額合計	9,098	5,572	757	15,429	20,077	104,092	655,353
当連結会計年度末 残高	21,577	5,572	△2,480	24,669	32,797	126,248	9,224,521

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 主要な連結子会社の名称 セーフイーベンチャーズ株式会社
Kix株式会社
SAFIE VIETNAM CO.,LTD.
セーフイーセキュリティ株式会社
セーフイーグロースパートナーズ株式会社
セーフイーフィールドワークス株式会社
SAFIE (THAILAND) CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・ 主要な会社等の名称 MUSVI株式会社

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、セーフイーセキュリティ株式会社を2025年1月6日付で、セーフイーグロースパートナーズ株式会社を2025年7月1日付で、セーフイーフィールドワークス株式会社を2025年11月4日付で、SAFIE (THAILAND) CO., LTD.を2025年12月26日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kix株式会社、セーフイーセキュリティ株式会社及びセーフイーフィールドワークス株式会社の事業年度の末日は10月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同社の事業年度の末日現在の計算書類を使用しております。

連結子会社のうち、SAFIE VIETNAM CO.,LTD.及びSAFIE (THAILAND) CO., LTD.の事業年度の末日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同社の事業年度の末日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

・ 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～5年
工具、器具及び備品	2～18年
車両運搬具	2年

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

・リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

・ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

二. 重要な繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

・創立費

5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | |
| 投資有価証券のうち、非上場株式 | 100,974千円 |
| 投資有価証券のうち、投資事業組合への出資 | 143,267千円 |
| 投資有価証券評価損 | 176,057千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社グループは、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- | | |
|-------------------------|----------|
| ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | |
| 有形固定資産 | 15,457千円 |
| 無形固定資産 | －千円 |
| 投資その他の資産（注） | －千円 |
| 減損損失 | 66,600千円 |

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | |
| 繰延税金資産 | 408,660千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存します。

このうち、将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画における売上高の増加見込みには、課金カメラ台数の増加という主要な仮定が含まれており、不確実性を伴います。そのため、この仮定に関する経営者による判断が翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	金額 (千円)
セーフィー株式会社	東京都品川区	事業用資産	建物	5,666
			工具、器具及び備品	30,429
			リース資産	9,880
			その他有形固定資産	19,267
	タイ バンコク	事業用資産	工具、器具及び備品	216
合計				66,600

① 資産のグルーピング方法

当社グループは各社単位でグルーピングを行っております。

② 減損損失に至った経緯

セーフィー株式会社は、当連結会計年度において直近の業績動向を踏まえ中長期の事業計画を見直し、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額のうえ当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込額により算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,729,765株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,744,100株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合への出資であります。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。また、その一部には外貨建債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、法務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、経営企画部において管理しております。

外貨建債務の一部については、為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。当該デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた内規に従って実行されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	84,373	84,373	—
資産計	84,373	84,373	—
長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	892	891	0
負債計	892	891	0
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いるもの	8,032	8,032	—

(*1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、並びに預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	100,974

(*3) 持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は143,267千円であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	6,820,149	—	—	—
電子記録債権	18,743	—	—	—
売掛金	2,726,538	—	—	—
合計	9,565,431	—	—	—

(注) 2. 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	892	—	—	—	—	—
合計	892	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	53,065	—	—	53,065
その他	—	—	31,308	31,308
デリバティブ取引	—	8,032	—	8,032
資産計	53,065	8,032	31,308	92,405

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金	－	891	－	891
負債計	－	891	－	891

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。その他はSAFE投資であります。SAFE投資は金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引の時価の算定は、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
	その他有価証券	
	その他	
期首残高	31,634	31,634
当期の損益又はその他の包括利益	△326	△326
購入、売却、発行及び決済	－	－
期末残高	31,308	31,308

(2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、時価の算定に関する会計方針等に従い、時価を算定しております。時価の算定にあたっては、対象となる資産の性質、特性及びリスクに応じて時価のレベルの分類及び時価の算定に用いられた評価技法の適切性を考慮しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
リカーリング収益	13,114,145
スポット収益	5,914,881
顧客との契約から生じる収益	19,029,026
その他の収益	—
外部顧客への売上高	19,029,026

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 イ. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,247,619
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,745,281
契約資産（期首残高）	1,219
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	55,771
契約負債（期末残高）	86,199

契約負債は、主に顧客から契約期間分の対価を一括で受領すること等による前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

162円76銭

(2) 1株当たりの当期純利益

7円88銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,474,496	流 動 負 債	2,835,194
現金及び預金	6,312,798	買掛金	1,036,978
電子記録債権	18,743	1年内返済予定の長期借入金	892
売掛金	2,717,325	未払金	716,343
商品	864,698	未払費用	427,374
貯蔵品	27,667	未払法人税等	321,314
前払費用	317,110	契約負債	84,932
関係会社短期貸付金	100,000	預り金	19,205
その他	124,012	賞与引当金	210,715
貸倒引当金	△7,859	その他	17,437
固 定 資 産	1,590,115	固 定 負 債	32,927
有 形 固 定 資 産	-	その他	32,927
建物	11,792	負 債 合 計	2,868,121
減価償却累計額	△11,792	(純 資 産 の 部)	
建物 (純 額)	-	株 主 資 本	9,157,474
工具、器具及び備品	32,460	資本金	5,651,180
減価償却累計額	△32,460	資本剰余金	8,136,562
工具、器具及び備品 (純 額)	-	資本準備金	7,209,430
リース資産	119	その他資本剰余金	927,132
減価償却累計額	△119	利 益 剰 余 金	△4,629,954
リース資産 (純 額)	-	その他利益剰余金	△4,629,954
その他	1,222	オープンイノベーション 促進税制積立金	25,000
減価償却累計額	△1,222	繰越利益剰余金	△4,654,954
その他 (純 額)	-	自 己 株 式	△313
投 資 そ の 他 の 資 産	1,590,115	評価・換算差額等	6,218
投資有価証券	143,267	その他有価証券評価差額金	646
関係会社株式	472,017	繰延ヘッジ損益	5,572
関係会社長期貸付金	175,680	新 株 予 約 権	32,797
繰延税金資産	408,500	純 資 産 合 計	9,196,490
その他	390,649	負 債 純 資 産 合 計	12,064,612
資 産 合 計	12,064,612		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,914,187
売上原価	9,465,308
売上総利益	9,448,879
販売費及び一般管理費	9,472,806
営業損	23,927
営業外収益	
受取利息	4,544
受取補償金	4,971
業務受託料	21,422
その他	1,393
合計	32,332
営業外費用	
支払利息	284
為替差損	2,784
投資事業組合運用損	576
その他	232
合計	3,878
経常利益	4,525
特別利益	
補助金収入	634,022
新株予約権戻入益	266
特別損失	
減損損失	66,600
関係会社株式評価損	303,533
合計	370,134
税引前当期純利益	268,680
法人税、住民税及び事業税	251,834
法人税等調整額	△411,257
当期純利益	△159,422
	428,103

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,617,220	7,175,470	927,132	8,102,602	25,000	△5,083,057	△5,058,057
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	24,239	24,239		24,239			-
新株の発行(新株予約権の行使)	9,720	9,720		9,720			-
当 期 純 利 益				-		428,103	428,103
自 己 株 式 の 取 得				-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-
当 期 変 動 額 合 計	33,959	33,959	-	33,959	-	428,103	428,103
当 期 末 残 高	5,651,180	7,209,430	927,132	8,136,562	25,000	△4,654,954	△4,629,954

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	△216	8,661,548	2,071	-	2,071	12,720	8,676,340
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行		48,479			-		48,479
新株の発行(新株予約権の行使)		19,440			-		19,440
当 期 純 利 益		428,103			-		428,103
自 己 株 式 の 取 得	△97	△97			-		△97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△1,425	5,572	4,147	20,077	24,224
当 期 変 動 額 合 計	△97	495,925	△1,425	5,572	4,147	20,077	520,150
当 期 末 残 高	△313	9,157,474	646	5,572	6,218	32,797	9,196,490

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～5年
工具、器具及び備品	2～18年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針
為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式のうち、非上場株式	472,017千円
投資有価証券のうち、投資事業組合への出資	143,267千円
関係会社株式評価損	303,533千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

当該非上場株式の評価にあたっては、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損する処理を行っております。

また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得しているものについては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	－千円
無形固定資産	－千円
投資その他の資産（注）	－千円
減損損失	66,600千円

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	408,500千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等に依存します。

このうち、将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画における売上高の増加見込みには、課金カメラ台数の増加という主要な仮定が含まれており、不確実性を伴います。そのため、この仮定に関する経営者による判断が翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	13,814千円
② 短期金銭債務	54,072千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	19,878千円
売上原価	700千円
販売費及び一般管理費	34,364千円
営業取引以外の取引高	22,307千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	32,532株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	354,351千円
ソフトウェア	926,342千円
関係会社株式評価損	369,061千円
減損損失	113,937千円
賞与引当金	64,521千円
株式報酬費用	37,209千円
未払事業税	34,196千円
未払費用	27,565千円
一括償却資産	12,199千円
差入保証金	4,860千円
その他	13,166千円

繰延税金資産小計 1,957,412千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 Δ 284,477千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 1,261,677千円

評価性引当額小計 Δ 1,546,155千円

繰延税金資産合計 411,257千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益 Δ 2,459千円

その他有価証券評価差額金 Δ 297千円

繰延税金負債合計 Δ 2,756千円

繰延税金資産の純額 408,500千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	セーフィーベンチャーズ株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の貸付 業務受託	資金の貸付 (注1)	19,500	関係会社 長期貸付金	175,680
子会社	セーフィーセキュリティ株式会社	所有 直接61.2%	役員の兼任 業務受託	出資の引受 (注2)	138,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 164円53銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 7円70銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 博樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 倫哉
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーフィー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 博樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 倫哉
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーフィー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

セーフィー株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 中 島 早 香 ㊟
監査役（社外監査役） 工 藤 克 己 ㊟
監査役（社外監査役） 岡 田 淳 ㊟

以 上